

# 近代セールス

6.1 金融業務の総合ナビゲート誌  
2011

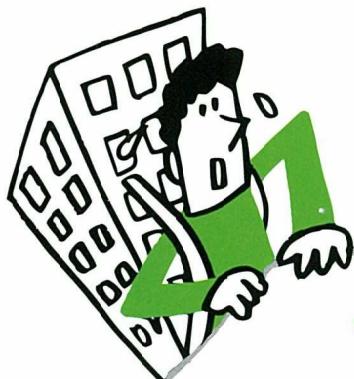
www.kindai-sales.co.jp

平成23年6月1日発行(毎月2回1日・15日発行) 昭和31年11月21日第3種郵便物認可 第56巻第11号通巻1131号

## 特集

# 営業店における業務の改善はこう進める

管理者に求められるマネジメントのポイント



特別企画  
**注目を集める住宅ローン「ワイド団信」の取扱内容と活用メリット**

特別レポート  
**①公的資金の注入で被災地の金融はどう変わるのか!?  
②りそな銀行「マンション修繕積立金信託」の商品性**

新連載

阪神大震災に学ぶ  
被災地経済復興への視点  
第1回●復興の光と影

取材企画

レポート  
できる渉外リーダーの活動術  
第3回●東京東信用金庫小岩支店

連載

マンガ・近藤優の  
リテール相談日記  
第27回●アジア新興国への積極投資を考えるお客様

連載

徹底解明!  
勝ち組企業の「経営力」  
第25回●カルチュア・コンビニエンス・クラブ

おかげさまで  
55周年

徹底マスター！

# 相続アドバイス上達への道



第5回

## 死亡保険金の非課税枠の縮小

・執筆・



**黒川 明**

(税理士)

黒川税理士事務所代表。相続税に関するアドバイスを得意とするとともに、相続税がらみの関連業務・タックスプランニングを手がける。

今回は税務編

### 生命保険金の相続において 非課税枠がある理由とは？

死亡保険金は、保険金受取人からの保険金請求権に基づき保険会社から支払われるものである。これは保険金受取人の固有の財産で

今 回は、相続における死亡保険金の非課税枠の縮小について、改正点を解説していきたい（大綱ベースでの解説であり、一部内容が確定しているわけではないことに留意）。

税制改正により、相続における死亡保険金の非課税枠が縮小されると聞きました。納税資金対策として生命保険に加入しているため、どう変更されるのか不安です。具体的に教えてください。

あり、被相続人から直接継承するものではない。このため被相続人の死亡によって受け取る死亡保険金は民法上の相続財産ではないが、相続税法上ではみなし相続財産として課税対象となっている。なぜなら、保険金受取人は、現実的に保険金の取得という経済的利益を受け、その保険金の源泉は被相続人による保険料の払込みにあるからである。その経済的効果は本来の相続財産を取得したことと何ら変わらないため、課税の公平の見地から、相続税法上は本来の相続財産とみなし、課税することとしているのだ。

なお、みなし相続財産の主な種類について、図表1に挙げているので参考にしてほしい。

では、死亡保険金に一定の非課税枠があるのはなぜだろうか。

その理由として、生命保険は被相続人が自分のために加入するというよりも、自分の死後における家族等の生活保障を目的に加入する。被相続人の死亡後の遺族の生活保障、生命保険契約を通じ

図表1 みなし相続財産の主な種類

みなし相続財産の細目	内容
生命保険金等	被相続人の死亡（保険事故）により相続人その他の者が受け取る死亡保険金などで、被相続人がその保険料を負担したもの
退職手当金等	被相続人の死亡により相続人その他の者が受け取る、被相続人に支給されるべきであった退職手当金等で、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したもの
生命保険契約に関する権利	相続開始時において、まだ保険事故の発生していない生命保険契約で被相続人が保険料を負担し、かつ、被相続人以外の者が契約者であるものがある場合には、その契約者について、その生命保険契約に関する権利

※備考 一定の要件を満たす場合、課税されないもの（部分）がある。

図表2 死亡保険金の非課税枠の縮小

項目	改正前	改正後
死亡保険金の非課税枠	500万円×相続人の数	500万円×相続人のうち、未成年者・障害者・生計同一者の数

前述したとおり、被相続人の死亡により取得した生命保険契約や損害保険契約の死亡保険金のうち、被相続人が保険料を負担していた部分は、みなし相続財産として相続税の対象となる。しかし、この相続財産とみなされた死亡保険金で相続人が受け取った金額のうち、非課税限度額までの金額は相続税の対象から差し引くことができる。この非課税枠は、税制改正前であれば「500万円×法定相続人の数」で求められる。

しかし今回の改正では、法定相続人の範囲が、「障害者」「未成年者」「相続発生直前に被相続人と生計を一にしていた者」に限定されることになったのである（図表2）。これにより、非課税枠はどういうふうに変わるのだろうか。

「法定相続人が妻と子ども2人の計3人で、子どものうち1人はすでに独立世帯で生活をしている」というケースでの、父親の相続発生に伴う死亡保険金の非課税限度額を見てみよう。

このケースでは、改正前の非課税枠は「500万円×3人」で1

ての貯蓄の奨励という趣旨から、保険金の全額に相続税を課すことは適当ではないとされ、一定額については課税しないとされているのである。

相続財産の計算においては、原則として相続等により取得した財産はすべて課税の対象となる。しかし、その財産の中で、社会政策的見地や国民感情等から相続税の対象とすることが適当でないもの

平成23年度税制改正では、みなみ相続財産の死亡保険金の非課税枠に制限が加えられたことで、相続税の負担額にかなり大きな影響が出ることとなる。

## 法定相続人の範囲が大きく限定される

については、「非課税財産」として相続財産から除かれることを理解しておいてほしい。

前述したとおり、被相続人の死亡により取得した生命保険契約や損害保険契約の死亡保険金のうち、被相続人が保険料を負担して相続税の対象となる。しかし、この相続財産とみなされた死亡保

の適用となる法定相続人に独立した子ども1人が含まれなくなるため、「500万円×2人」で100万円となる。非課税枠が50

0万円も縮小されることになるのだ。

複数の相続人が死亡保険金を取得した場合、各相続人が適用できる非課税限度額は、この非課税限度額の総額を、各相続人が取得した死亡保険金の額で按分した金額となる。

図表3には、具体的な数字を挙げて計算方法を示してしているので、参考にしてほしい。

今回の改正で、非課税枠を適用できる法定相続人の範囲が限定されたことによる相続税への影響は、かなり大きいといえよう。

では、非課税枠が適用される

「相続発生直前に被相続人と生計を一にしていた者」の「生計を一にする」の定義とは何だろうか。

これは、所得税法における定義を

「生計を一にしていた者」の適用範囲とは？

では、非課税枠が適用される「相続発生直前に被相続人と生計を一にしていた者」の「生計を一にする」の定義とは何だろうか。

これは、所得税法における定義を



図表3 非課税限度額の計算例

・法定相続人 妻（同一生計）、長男（独立）、  
長女（同一生計）の3人  
⇒ 同一生計者は2人

・保険金取得額 長男：3,000万円 長女：2,000万円

### ■改正前

#### ①死亡保険金の非課税限度額の総額

$$500\text{万円} \times 3\text{人} = 1,500\text{万円}$$

#### ②非課税限度額の按分計算

$$\text{長男： } 1,500\text{万円} \times \frac{3,000\text{万円}}{3,000\text{万円} + 2,000\text{万円}} = 900\text{万円}$$

$$\text{長女： } 1,500\text{万円} \times \frac{2,000\text{万円}}{3,000\text{万円} + 2,000\text{万円}} = 600\text{万円}$$

#### ③相続税の計算に算入される死亡保険金の金額の計算

$$\text{長男： } 3,000\text{万円} - 900\text{万円} = 2,100\text{万円}$$

$$\text{長女： } 2,000\text{万円} - 600\text{万円} = 1,400\text{万円}$$

### ■改正後

#### ①死亡保険金の非課税限度額の総額

$$500\text{万円} \times 2\text{人} = 1,000\text{万円}$$

#### ②非課税限度額の按分計算

$$\text{長男： } 1,000\text{万円} \times \frac{3,000\text{万円}}{3,000\text{万円} + 2,000\text{万円}} = 600\text{万円}$$

$$\text{長女： } 1,000\text{万円} \times \frac{2,000\text{万円}}{3,000\text{万円} + 2,000\text{万円}} = 400\text{万円}$$

#### ③相続税の計算に算入される死亡保険金の金額の計算

$$\text{長男： } 3,000\text{万円} - 600\text{万円} = 2,400\text{万円}$$

$$\text{長女： } 2,000\text{万円} - 400\text{万円} = 1,600\text{万円}$$

「生計を一にする」と認められる。

参考にして考えるとよいだろう。所得税法上の定義においては、必ずしも同居していなければならないというわけではない。次に挙げるようなケースでは、それぞれの対応がなされることになる。

(1)勤務、修学、療養等の都合上、他の親族と日常生活を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当すると

きは、これらの親族は生計を一にすることとする。

(7)当該他の親族と日常生活を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで生活を共にすることを常例としている場合

(2)親族が同一の家屋に生活している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとする。

(7)当該他の親族と日常生活を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで生活を共にすることを常例としている場合

例えば、離れて暮らす親に常に仕送りをしている場合や、親元を離れ大学に通う子どものために親が生活費や学費を仕送りしている場合などは、同居していない親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

いずれにせよ、死亡保険金の非課税枠を最大限に有効活用し、税負担の軽減を検討したい。

一方で、同居していても明らかにお互いに独立した生活を営んでいる場合には、「生計を一にする」と見なされない場合もある。